

# 適切に管理されていない空家等は

税上昇

過料

代執行

## 「特定空家等」となり措置が科される可能性があります

平成 27 年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家等と判断するための「国立市特定空家等認定基準」を策定しました。この基準により住宅が特定空家等に認定されると、土地の**固定資産税・都市計画税が上昇**する可能性があるほか、**50万円以下の過料**や**行政代執行**といった措置が科される可能性があります。

### 特定空家等とは・・・**放置すると危険・不適切な空家等のこと。**

次のような状態にある空家等を「特定空家等」といいます。

- ・ 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 適切な管理が行われず、著しく景観を損なっている状態
- ・ 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態



### 特定空家等に認定されるとどうなる？

1. 法に基づき、**除却、修繕、樹木の伐採**などの措置をとるよう**助言、指導**が行われます。
2. (従わない場合)同上の措置をとるよう**勧告**がなされます。同時に、住宅用地特例の対象から除外され、土地の**固定資産税・都市計画税が上昇**する場合があります。
3. (従わない場合)同上の措置をとるよう**命令**がなされます。この命令に違反すると、**50万円以下の過料**が科せられます。
4. (従わない場合)所有者等の負担において、**市町村が所有者に代わって、同上の措置を行うことができる**ようになります（行政代執行）。

特定空家等の指定

助言・指導

勧告(固定資産税等の上昇)

命令(違反すると過料)

行政代執行



### 特定空家等に認定されないために



- ・ 屋根瓦や雨どいが外れていませんか？
- ・ 草木が隣の敷地や道路にはみ出ていませんか？
- ・ ごみ屋敷や動物の棲み処になっていませんか？



**空き家が与えた被害は所有者の責任です。適切に管理しましょう。**